平成２６年（フ）第６０号
岩手県奥州市江刺区男石１丁目８番２号　ヘルプハイツ６号
債務者　小野寺範男
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第１２６２号
埼玉県鴻巣市赤見台２丁目２番20―303号　駅前プラザ
債務者　武井　功悦
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１３０９号
さいたま市岩槻区西原台２丁目３番134―201号
債務者　巻島　朋子（旧姓シン）
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５４３号
埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根1568番地１　レオパレスマリーナレジデンス101号
債務者　山田　眞大
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第５５１号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字杉戸853番地１―１―106
債務者　前川麻里子
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１５号
千葉県香取市佐原ホ169番地１　コーポミヤタⅢ203
債務者　加藤　祥輔
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２６年（フ）第３８２号
愛知県岡崎市牧平町字岩田３番地71、前住所長野市大字上駒沢292番地11　アトウレ皐月201号室
債務者　中島真知子
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３８８号
愛知県安城市朝日町19番16号
債務者　清水　暁美
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第４０８号
愛知県岡崎市竜美中２丁目３番地１　県営竜美ケ丘２―403
債務者　加藤　俊夫
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第４３２号
大阪府岸和田市土生町879番地の１パナハイツ東岸和田205号、前住所兵庫県尼崎市西川２丁目20番18号
債務者　中西　和子
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４７４号
大阪府泉南市岡田２丁目350番地の１、前住所大阪府泉南市樽井７丁目13番32―1007号
債務者　江角三和吉
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第５１８号
大阪府貝塚市橋本684番地２棟707号
債務者　笠野　浩美
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第５３１号
大阪府泉南郡熊取町大久保東２丁目10番22号
債務者　嵯峨　妙子
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第５３７号
大阪府貝塚市堀１丁目10番８号
債務者　ラガマフィンこと　仁枝　　充
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第５３９号
大阪府和泉市富秋町１丁目１番19号
債務者　東野　智恵（旧姓牛ノ濵）
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第５４０号
大阪府岸和田市土生町２丁目10番24号東岸和田ドミール橘302号
債務者　冬木　崇司
1　決定年月日時　平成27年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第５１３６号
大阪府吹田市竹見台１丁目１番Ｃ22―201号、前住所大阪市東成区中道３丁目10番14号　エルドムス陽光３番館90Ｇ号
債務者　相生　宮子
1　決定年月日時　平成27年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部